請　　書（案）

令和　年　月　日

支出負担行為担当官
　九州農政局長　　荻野 憲一　殿

住　　所
商号又は名称
代表者役職氏名
電話番号
Email

１　件　　名　令和８年度下期国有農地草刈等業務（鹿児島市他）

２　仕　　様　仕様書のとおり

３　契 約 金 額　金　　円
（うち消費税及び地方消費税の額　　円）

４　履 行 期 限　仕様書のとおり

５　履 行 場 所　仕様書のとおり

６　検 査 場 所　九州農政局（熊本市西区春日２丁目１０番１号）

７　契約保証金　免除

契約締結日：令和　年　月　日

上記事項をお受けすることについては、上記事項及び次の条項を厳守の上、信義に従って誠実にこれを履行いたします。

条　　項

第１条　頭書の仕様に基づき履行期限までに履行いたします。
２　仕様に明示されていないものについて疑義が生じた場合は、協議いたします。ただし、軽微なものについては、監督職員の解釈及び指示に従います。

第２条　頭書の履行期限までに業務を完了できない場合は、あらかじめ監督職員に、遅滞の理由及び完了見込月日を明らかにした書面（電子書面を含む。）をもって延長の承認をお受けし

ます。

第３条　頭書の履行期限までに業務を完了できない場合は、前条に定める承認にかかわらず、遅滞金として、履行期限の翌日から履行完了までの日数に対し、１日につき未完了部分に対する契約金額に民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条第４項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を貴官の請求により納付いたします。ただし、遅滞が天災その他やむを得ない理由による場合は、免除願います。

第４条　業務における各作業を完了したときは、仕様書に基づき監督職員に速やかに通知し検査をお受けします。また、全ての作業を完了した場合は、未検査に係る作業完了分を含め全てについて同様に致します。検査に要する経費は、当方において全て負担します。

第５条　この契約の履行に当たり、必要な機械器具、消耗品等は、全て当方において負担します。

第６条　この契約の履行に当たり、貴官の施設、器物等を損傷した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員の指示に従い原形に復し、又は損害については賠償します。ただし、天災その他やむを得ない理由による場合又は当方が善良なる管理者の注意を怠らなかったと認められる場合は、免除をお願いします。

第７条　当方及びこの請負業務に従事する者（従事した者を含む。以下「請負業務従事者」という。）等が、業務場所において行う行為については、全て当方において責任を負います。業務遂行上、負傷又は死亡した場合においても同様といたします。
２　当方の責に帰すべき理由により、業務の遂行中において第三者に損害を与えた場合及びこれらに関連して貴官が被る損害に対しては、当方において責任を負います。

第８条　業務を完了し、検査に合格した場合は、当方の適法な支払請求書を貴官が受理した日から３０日以内にお支払いください。

第９条　この契約において、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解除されても、不服を申しません。この場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。
（１）この契約に違反し、又は正当な理由がなく義務を履行しないと認められるとき。
（２）この契約の履行に当たり、当方又は当方の請負業務従事者等に不正の行為があったとき。
（３）この契約の履行に当たり、当方又は当方の請負業務従事者等が第４条に定める検査を妨げたとき。
（４）破産の宣告を受けたとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
（５）当方から契約の解除を申し出たとき。

第１０条　前条各号に揚げる理由により、契約を解除された場合は、違約金として契約金額の１００分の１０に相当する額を貴官の請求により納付いたします。ただし、天災その他やむを得ないと認められる理由により契約の解除を申し出た場合には、この契約の全部又は一部について解除を承認願います。この場合には、違約金を免除されるよう承認願います。

第１１条　次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除されても、不服を申しません。
（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）

が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第１２条　当方又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、この契約を解除されても、不服を申しません。
（１）暴力的な要求行為があったとき。
（２）法的な責任を超えた不当な要求行為があったとき。
（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為があったとき。
（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為があったとき。
（５）その他前各号に準ずる行為があったとき。

第１３条　当方は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
２　当方は、前２条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約いたします。

第１４条　当方は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除いたします。
２　当方が、再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じない場合は、この契約を解除されても、不服を申しません。

第１５条　第１１条、第１２条及び前条第２項の規定により解除された場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。
２　第１１条、第１２条及び前条第２項の規定により解除された場合において、貴官に損害が生じたときは、その損害を賠償いたします。

第１６条　当方又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を監督職員に通知し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこととといたします。

第１７条　当方は、信用保証協会法（昭和２８年法律第１９６号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社、信託業法（平成１６年法律第１５４号）第２条第２項に規定する信託会社又

は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関（以下「信用保証協会等」という。）に対して売掛債権を譲渡する場合を除き、貴官の書面による承諾を得ないで、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させることは絶対にいたしません。

２　当方がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、信用保証協会等に対して売掛債権の譲渡を行い、貴官に対して民法第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、貴官が当方に対して有する請求債権について、譲渡対象債権額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減するその他一切の抗弁権を保留することに異存ありません。

３　前項の場合において、譲受人が貴官に対して債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知又は民法第４６７条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合も同様に異存ありません。

４　当方が信用保証協会等に対して売掛債権の譲渡を行った場合、貴官が行う弁済の効力は、貴官が予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第４２条の２に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとすることに異存ありません。

第１８条　当方又は当方の請負業務従事者等は、この契約に基づく業務の処理上知り得た事実をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしません。

２　当方は、この契約に基づく業務の資料を転写し、又は第三者に閲覧、転写又は貸し出しません。

第１９条　当方及び請負業務従事者は、この請負業務に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を請負業務の遂行に使用する以外に使用し、又は提供しません。

２　当方及び請負業務従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しません。

３　前２項については、この請負業務が終了した後においても同様とします。

第２０条　当方は、請負業務を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ請負業務の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しません。

第２１条　当方は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、貴官に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告します。

第２２条　当方は、この契約の履行に当たり貴官から貸し出された資料又は支給を受けた物品等については、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、紛失又は破損の場合は直ちに貴官に報告し、貴官の指示に従って措置をいたします。

第２３条　当方は、請負業務が終了したときは、この請負業務において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、監督職員より提供された個人情報については、返却いたします。